

患者さんの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行っています。こうした取組を通じ、多職種と連携することで患者さんの安心・安全や健康に貢献します。

次の内容を薬剤師が説明いたしますので、同意していただける場合はご署名ください。

《かかりつけ薬剤師が実施すること》

薬剤師の_____が

1. 安心して薬を使用していただけるよう、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握します。
2. お薬の飲み合わせの確認や説明などは、かかりつけ薬剤師が担当します。
3. お薬手帳に、調剤した薬の情報を記入します。
4. 処方医や地域の医療に関わる他の医療者（看護師等）との連携を図ります。
5. 開局時間内／時間外を問わず、お問い合わせに応じます。
6. 血液検査などの結果を提供いただいた場合、それを参考に薬学的な確認を行います。
7. 調剤後も、必要に応じてご連絡することがあります。
8. 飲み残したお薬、余っているお薬の整理をお手伝いします。
9. 在宅での療養が必要となった場合でも、継続してお伺いすることができます。

注) かかりつけ薬剤師包括管理料は、医療機関で地域包括診療料／加算等が算定されている方が対象です。

《薬学的観点から必要と判断した理由》（かかりつけ薬剤師記入欄）

--

《かかりつけ薬剤師に希望すること》（患者記入欄）

☐ 薬の一元的・継続的な把握	☐ 他の医療関係者との連携
☐ 薬の飲み合わせなどのチェック	☐ 飲み残した場合の薬の整理
☐ 薬に関する丁寧な説明	☐ 調剤後のフォロー
☐ 時間外の電話相談	☐ 在宅療養が必要になった場合の対応
☐ その他（_____）	

薬剤師による説明を理解し、かかりつけ薬剤師による服薬指導を受けることに同意します。

年 月 日

お名前（ご署名）：_____

かかりつけ薬剤師_____に関する情報

【経歴】

【認定薬剤師、専門薬剤師資格】

【修了した研修】

【論文、学会発表の実績】

【所属学会・団体、その他】

【連絡先】

(別紙)

かかりつけ薬剤師指導料（かかりつけ薬剤師包括管理料）について＜説明用資料＞

薬の情報の一元的・継続的な把握

- 医療機関や当薬局以外でもらった薬がありましたら、その内容を薬剤師にお申し出ください。旅行など特別な場合を除き、原則として、処方箋は当薬局にお持ちください。かかりつけ薬剤師が薬局にいる時間は勤務表にてご確認ください。
- 使用している市販薬や健康食品などもあれば、併せてお知らせください。

かかりつけ薬剤師による薬の説明や指導

※薬剤師名（ ）

- 医療機関を受診したり、ほかの薬局を利用される際には、「かかりつけ薬剤師」を決めていることをお伝えください。
- 当薬局の連絡先や薬剤師名が記載されているお薬手帳を提示していただくと便利です。
- やむを得ない理由により「かかりつけ薬剤師」が対応できない場合は、ほかの薬剤師が責任をもって担当いたします。

お薬手帳

- お薬手帳を忘れずにご持参ください。
- 医療機関を受診したり、ほかの薬局を利用される際にも、その手帳を提出してください。

処方医との連携

- 薬の使用中に気になることがありましたら、必ずお申し出ください。医師へ連絡するなど、適切に対応します。

開局時間外の対応

- 緊急時などのお問い合わせにも 24 時間対応します。
- お薬手帳に記載してある電話番号にご連絡ください。

調剤後の対応

- 薬の使用状況の確認が必要な場合や、重要な情報を入手した際には、当薬局からご連絡します。

残薬の整理

- 使用せずに残った薬や使用方法がわからなくて困っている薬がある場合は、お気軽に当薬局へお持ちください。

費用

- かかりつけ薬剤師指導料（76 点）に要する費用は、3 割負担の場合約 230 円です（※現在のご負担（薬剤服用歴管理指導料）との実際の差額は、約 60 円または約 100 円程度の増）。
- かかりつけ薬剤師包括管理料（291 点）は 3 割負担の場合約 870 円ですが、調剤基本料と調剤料のご負担は生じません。
- かかりつけ薬剤師が対応できない場合は、薬剤服用歴管理指導料（43 点または 57 点）を算定します。

※ 同意はいつでも取り下げることができます。